

令和 5 年 6 月
国 税 庁

「申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」
の一部改正について（事務運営指針）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）により国税通則法の改正が行われたことに伴い、上記の事務運営指針について所要の改正を行うものです。